

## 地域産品情報発信・プロモーション強化事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 県内の食品製造事業者及び伝統的工芸品製造事業者には小規模なものが多く、単独では販路開拓や効果的な情報発信等が困難な状況にあることが、県内の物産振興にかかる大きな課題である。当該課題解決のため、地域の複数の事業者が連携し、かつ事業者が主体となった地域産品 PR 活動等を支援し、自走可能な販路開拓や情報発信の体制強化を図るため、予算で定めるところにより補助金を交付するものとする。

2 補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 本要綱において、県産品とは、次の各号に掲げる項目のいずれかに該当するものとする。

- (1) 県内で生産又は採取された産品
- (2) 県内で生産又は採取された産品を主な原料とし、県内で加工された製品
- (3) 県内で生産又は採取された産品を主な原料とし、県外で委託加工された製品
- (4) 県外で生産又は採取された産品を主な原料とし、県内で加工された製品

### (交付の対象)

第3条 補助金の交付対象となる補助対象事業者（以下「補助事業者」とする。）は、次の各号に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 県産品を製造又は販売、斡旋する事業者であること。
- (2) 島根県内に主たる事務所又は事業所を有する者であり、以下のいずれかに該当すること。ただし、(ア)(イ)については複数市町村の事業者が属するものに限る。
  - (ア) 個人事業主、法人等の複数の事業者の連合体
  - (イ) 複数の事業者が加入する組合、団体等
  - (ウ) 複数市町村の県産品を取り扱い、販売、斡旋等を行う団体等
- (3) 直近1事業年度の消費税及び地方消費税の滞納がないこと。ただし、(2)(ア)の場合は、全事業者について該当すること。
- (4) 県税の滞納がないこと。ただし、(2)(ア)の場合は、全事業者について該当すること。

2 補助事業者が、次の各号に掲げる団体等に該当する場合は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（島根県暴力団排除条例（平成23年島根県条例第49号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ）

(2) 法人その他団体の代表者、役員又は使用人その他従業員もしくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。）に該当するものがあるもの

3 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助対象経費及び補助率等は、別表による。

#### **（交付の申請）**

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第4条の規定により補助金交付申請書（様式第1号）を島根県知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助金交付申請額の算定に当たり、消費税及び地方消費税相当額を補助対象経費から除外するものとする。

#### **（交付の決定）**

第5条 知事は、第4条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ補助金交付の可否を決定し、補助事業者に対し補助金交付決定通知書（様式第2号）により、その旨を通知するものとする。

#### **（申請の取り下げ）**

第6条 補助事業者は、規則第7条の規定により申請の取り下げをしようとするときは、補助金交付申請取り下げ書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

#### **（決定内容の変更）**

第7条 補助事業者は、規則第9条第1号に規定された次に掲げるいずれかの事項に該当する場合には、知事の承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象事業に要する経費の配分を変更するとき
- (2) 補助対象事業を中止または廃止するとき
- (3) 補助対象事業の主要な部分を変更するとき
- (4) その他知事が必要と認めるとき

2 補助事業者は、規則第9条第2号に該当する場合には速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

#### **（変更の申請）**

第8条 補助事業者は、前条の変更の承認を受けようとするときは、補助金変更承認申請書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により申請書の提出があったときは、審査のうえ、その結果を補助事業者に通知するものとする。

### **(遂行状況の報告)**

第9条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況について、遂行状況報告書（様式第5号）による報告を求め、又は調査を行うものとする。

### **(実績報告)**

第10条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、規則第10条の規定により当該対象補助事業完了の日から起算して30日以内又は当該年度の2月28日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

### **(補助金額の確定)**

第11条 知事は、前条の報告を受けた場合には、規則第11条に基づく書類の審査等を実施し、確定した補助金額を補助事業者に補助金額確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

### **(補助金の支払い)**

第12条 補助金は前条に基づく補助金の額の確定後に支払うものとする。

### **(補助金の返還)**

第13条 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助金返還通知書（様式第8号）により期限を定めてその返還を命じる。

### **(書類の保管)**

第14条 補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しなければならない。

### **附則**

この要綱は、令和4年8月31日から施行する。